

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政・変革局税務部税制課】 4
- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 5
- 北九州市消防吏員服制規則及び北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】 6

◇ 告 示

- 収納事務の委託【都市ブランド創造局漫画ミュージアム事務局】 1 3
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2 件）【都市ブランド創造局松本清張記念館事務局】 1 4
- 令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会推進課】 1 6
- 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】 4 7
- 徴収事務の委託【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】 4 8
- 徴収事務の委託【八幡東区役所まちづくり整備課】 4 9

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室 D X 推進課】 5 0
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 5 1

◇ 消 防 局

- 北九州市消防吏員服装規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】 5 2

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】 5 4
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（４件）【上下水道局下水道部下水道保全課】 5 5
- 公共下水道の供用区域の一部変更【上下水道局下水道部下水道保全課】 5 9

◇ 雑 報

- 北九州市営住宅の一部の管理代行【北九州市住宅供給公社事務局総務課】 6 0

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

駐日外国公館類似施設を固定資産税の減免対象に加えることにしました。
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を令和 8 年 2 月 28 日まで延長することにしました。
- 2 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を令和 8 年 3 月まで延長することにしました。
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、1 については同年 3 月 1 日から適用することにしました。

◇北九州市消防吏員服制規則及び北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則

- 1 業務帽及び保安帽の仕様を変更することにしました。
- 2 業務服を通年用に変更するとともに、仕様を変更することにしました。
- 3 防火服の仕様を変更することにしました。
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 5 号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 6 号の次に次の 1 号を加える。

（ 1 6 ） の 2 法第 3 4 8 条第 9 項第 1 号の施設に類するものの用に供する
固定資産で市長が必要と認めるもの（有料で使用するものを除く。） 1
0 割減

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 6 号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成 1 2 年北九州市規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項前段中「令和 7 年 2 月 2 8 日」を「令和 8 年 2 月 2 8 日」に改める。

付則第 4 項中「令和 7 年 3 月」を「令和 8 年 3 月」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行し、同年 3 月 1 日から適用する。

北九州市消防吏員服制規則及び北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 7 号

北九州市消防吏員服制規則及び北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則

(北九州市消防吏員服制規則の一部改正)

第 1 条 北九州市消防吏員服制規則（昭和 4 5 年北九州市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の防火帽の保安帽の色又は地質の項中「銀色」を「ガンメタリック色」に改め、同表の防火帽の保安帽の製式の項中「合成繊維とする」を「難燃性合成繊維とする。帽の周りに 1 条の反射線を巻き、左右両側面の上段に「北九州市消防局」と、下段に「K I T A K Y U S H U F I R E B U R E A U」と表示する」に改め、同表中

「

業務服（厚手）	上衣	色又は地質		紺色の難燃性合成繊維の織物とし、後面上部にオレンジ色を配する。
		製式	前面	台付シャツカラーの長袖とする。 形状は、図のとおりとする。
			後面	オレンジ色を配した部分の上部に「北九州市消防局」と、下部に「K i t a k y u s h u C i t y F i r e a n d D i s a s t e r M a n a g e m e n t D e p a r t m e n t」と表示する。 形状は、図のとおりとする。
			肩章	夏服上衣と同様とする。
			階級章	
			消防長章	
	ズボン	色又は地質		上衣と同様とする。
		製式		長ズボンとし、前面右側に 1 個、両もも側面及び後面左右に各 1 個のポケットを付ける。

を

			形状は、図のとおりとする。
業務服（薄手）	上衣	色又は地質	紺色の難燃性合成繊維の織物とし、後面上部にオレンジ色を配する。
		製式	業務服（厚手）上衣と同様とする。
	ズボン	色又は地質	上衣と同様とする。
		製式	業務服（厚手）ズボンと同様とする。

業務服	上衣	色又は地質		紺色の難燃性合成繊維の織物とし、後面上部にオレンジ色を配する。
		製式	前面	スタンドカラーの長袖とする。 形状は、図のとおりとする。
			後面	オレンジ色を配した部分の上部に「北九州市消防局」と、下部に「Kitakyushu City Fire and Disaster Management Bureau」と表示する。 形状は、図のとおりとする。
			肩章	外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側は先で縫い留める。
			階級章	冬（合）服上衣と同様とする。
			消防長章	
	ズボン	色又は地質		上衣と同様とする。
		製式		長ズボンとし、前面左右、両もも側面及び後面左右に各１個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。

改め、同表の防火服の上衣の項中

防火帽しころと同様とする。
折り襟ショートコート型バンド付きとする。

肩部に耐衝撃材を内蔵し、前合せは、ファスナー及びマジックテープで留め、ポケットは、腹部左右に各 1 個を付け、蓋を付ける。

背部に黄色で「北九州市消防局」と表示する。

形状は、図のとおりとする。

を

ベージュ色及び濃紺色の難燃性合成繊維とする。

スタンドカラーのショートコート型とする。

肩部に耐衝撃材を内蔵し、前合せは、ファスナー及びマジックテープで留め、ポケットは、胸部及び腹部左右に各 1 個を付け、蓋を付ける。

袖部左右、裾回り及び後面の一部に黄色及び銀色の反射テープを施す。

背部に白色の反射シートで、上段に「北九州市消防局」、下段に「K I T A K Y U S H U F I R E B U R E A U」と表示し、裾部に銀色の反射シートで「K I T A K Y U S H U」と表示する。

形状は、図のとおりとする。

に

改め、同表の防火服のズボンの製式の項中「式とする」の次に「。ポケットは、両もも側面に各 1 個を付け、蓋を付ける。裾部に黄色及び銀色の反射テープを施す」を加え、同表の図の業務帽の項を次のように改める。

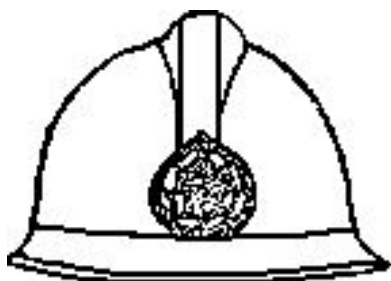
業務帽



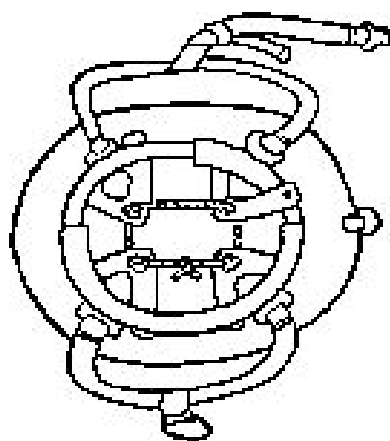
別表第 1 の図の防火帽の項中

「 保安帽

正面



裏面



側面



を

「 保安帽

正面



側面



に

改め、同表の図の業務服（厚手）・業務服（薄手）の項を次のように改める

。

業務服

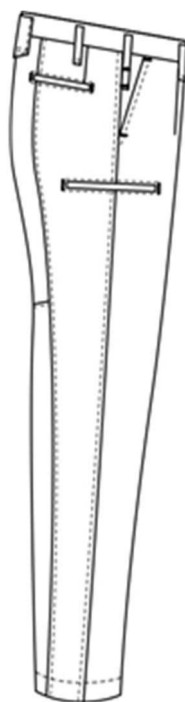
前面



後面



ズボン



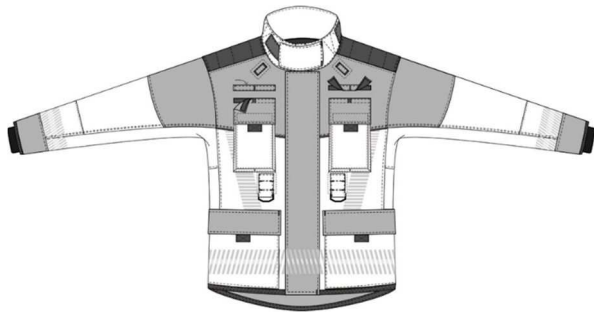
別表第 1 の図の防火服の項を次のように改める。

防火服

上衣

前面

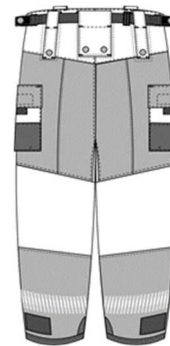
後面



ズボン

前面

後面



別表第 2 中

業 務 服（ 厚 手 ）	上 衣	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
		製式	
	ズ ボ ン	色又は地質	
		製式	
業 務 服（ 薄 手 ）	上 衣	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
		製式	
	ズ ボ ン	色又は地質	
		製式	

を

業 務 服	上 衣	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
		製式	
	ズ ボ	色又は地質	
		製式	

に

「

	ン		
--	---	--	--

」

改める。

（北九州市消防吏員給貸与品規則の一部改正）

第2条 北九州市消防吏員給貸与品規則（昭和39年北九州市規則第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

業務服（厚手）
業務服（薄手）

」を「

業務服

」に

改め、同表の備考第2項第2号中「業務服（厚手）、業務服（薄手）」を「業務服」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に使用中の第1条の規定による改正前の北九州市消防吏員服制規則及び第2条の規定による改正前の北九州市消防吏員給貸与品規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づき給与されている業務帽、業務服（厚手）及び業務服（薄手）は、第1条の規定による改正後の北九州市消防吏員服制規則及び第2条の規定による改正後の北九州市消防吏員給貸与品規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定に基づき給与された業務帽及び業務服とみなす。

3 この規則の施行の際現に使用中の改正前の規則の規定に基づき貸与されている防火帽及び防火服は、改正後の規則の規定に基づき貸与されたものとみなす。

北九州市告示第 88 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける陳列品の観覧料及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 3 月 28 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜 二丁目 1 番 54 号高浜 ビル 2 階	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日ま で

北九州市告示第 89 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 28 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
株式会社ヒューマン・クリエイト	北九州市小倉北区室町二丁目 10 番 4 号	令和 7 年 3 月 12 日	令和 7 年 3 月 12 日	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 9 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
株式会社ヒューマン・クリエイト	北九州市小倉北区室町二丁目 1 0 番 4 号	令和 7 年 3 月 1 2 日	令和 7 年 3 月 1 2 日	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 9 1 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市収集ごみ

(ア) 家庭ごみ

- a 家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの
- b 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出されるもの

(イ) 粗大ごみ

- a 家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの
- b 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの

(ウ) 資源化物

家庭から排出されるものであって次に掲げるもの

- a かん
- b びん
- c ペットボトル
- d プラスチック製容器包装
- e プラスチック使用製品（原材料がプラスチックであって、1 辺の長さが 5 0 c m 未満であるもの（ペットボトル及び分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものを除く。以下同じ。）に限る。）
- f 紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）

- g 発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
- h 蛍光管
- i 水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計等（以下「水銀使用廃製品」という。）
- j 乾電池、二次電池、製品一体型電池等（以下「電池類」という。）
- k 小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
- l 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）
- （エ） 環境保全ごみ
 - 環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
- （オ） 動物の死体
 - 犬、猫その他の小動物の死体
- イ 自己搬入ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるもの（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）並びに事業活動に伴って排出される資源化可能な紙くず及び木くずを除く。以下同じ。）
 - （ア） 事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び許可を要しない者（以下「収集運搬許可業者等」という。）又は排出者自らが収集運搬するもの
 - （イ） 家庭から排出される資源化物以外のごみで、収集運搬許可業者等又は排出者自らが収集運搬するもの
- ウ 許可業者ごみ
 - （ア） 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けた者及び許可を要しない者が処分するもの
 - （イ） 法第9条の9第1項の規定により環境大臣から一般廃棄物の広域的処理の認定を受けたもの
 - （ウ） 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第15条第3項の規定による認定を受けた特定事業者又は同法第21条第1項の規定による指定を受けた法人が再商品化するもの

(エ) 特定家庭用機器再商品化法第23条第3項の規定による認定を受けた者又は同法第32条第1項の規定による指定を受けた法人が再商品化するもの

(オ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の規定による認定を受けた者が処分（再生を含む。）するもの

エ 市が収集しないごみ

次に掲げる品目等は市での収集は行わないため、処理に当たっては、販売元、製造元、専門の処理業者等に相談すること。

区分		品目等
排出禁止物（条例第15条関係）	有害性のある物（感染性を含む。）	農薬、殺虫剤、有害な薬品類（家庭医薬品でない物）、在宅医療廃棄物（使用済の注射針、体液及び血液の付いた点滴バッグ、チューブ、カテーテル等）等
	危険性のある物	消火器、ガスボンベ類、カセットボンベ（中身の残っている物）、オイルヒーター、発煙筒等
	引火性のある物	ガソリン、灯油、オイル類（食用を除く。）、廃油、火薬類、塗料、ペンキ等
	著しく悪臭を発する物	著しく汚物の付着した紙おむつ等
	特別管理一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する一般廃棄物（同条第1号に規定する部品のうち、安定器、汚染物及び3kg未満の小型電気機器を除く。）
	市が行う処理に著しい支障を及ぼす物	バイク、ボート（ゴムボートを除く。）、自動車、タイヤ、バッテリー、ピアノ、金庫、電動式車いす、電動カート、生木・剪定枝（長さ2mを超える物又は直径10cmを超える物）、材木（長さ2mを超える物又は直径20cmを超える物）等
	体積又は重量が著しく大きい物	1辺の長さが3mを超える物、体積が2m ³ を超える物、重量が70kgを超える物等 ※品目によっては、上記よりも厳しい条件有

	堅牢な物	り 石材、鋼材等の堅牢な物で、直径 30 c m を 超える物又は 10 k g を超える物
特定家庭用機器再商品 化法に基づく物		エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機 、衣類乾燥機等（特定家庭用機器再商品化法 対象品目に限る。）

(2) し尿

ア 市収集し尿

(ア) 家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの

(イ) 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、
計画収集が可能なもの

イ 自己搬入し尿

事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	1 7 7 , 9 0 0 t
	自己搬入ごみ	1 3 1 , 0 0 0 t
	許可業者ごみ	1 8 , 6 0 0 t
	環境保全ごみ	4 , 8 0 0 t
	動物の死体	4 , 7 0 0 個
し尿	市収集し尿	6 , 0 0 0 k l
	自己搬入し尿	4 , 0 0 0 k l
浄化槽汚泥		2 3 , 0 0 0 k l

3 処理計画

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化と適正処理の取組を行う。

(1) ごみの排出抑制、再使用及び再資源化計画

ア 排出抑制、再使用及び再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

資源化物のうち、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器

包装及びプラスチック使用製品については、指定袋による収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の 3 R の促進

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施やコンポストの用途拡大に取り組む。また、食品ロスの削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量化・資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル促進を図る。

(キ) 電池類リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される電池類のリサイクル促進を図る。

(ク) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ケ) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進

条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進する。

a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみの減量

化及び適正排出に向けた指導及び啓発

- b 北九州市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量化・資源化の促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等の資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化・資源化の促進
- e 市役所内から排出されるごみの減量化・資源化の徹底
- f 事業者、市民及び行政の連携による、食品廃棄物の減量化・資源化の促進

(コ) ごみの減量化・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
- b 出前講演の実施
- c ホームページの活用
- d 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- e 市民リサイクル啓発用映像の活用
- f 「北九州市の環境」の発行
- g ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- h 家庭ごみステーションにおける排出指導、啓発及び地域の取組支援の実施
- i その他、市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び計画処理量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	9, 700 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7, 900 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	160 t
資源化物のうち、蛍光管及び水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。	50 t

資源化物のうち、電池類を再資源化業者に引き渡す。	1 7 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	1 4 0 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	2 t
家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	1 3 , 8 0 0 t
家庭から排出される剪定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	1 2 0 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	5 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し、利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	2 0 t
家庭から排出される小型家電を小型家電リサイクル法認定業者が回収し、再資源化する。	1 2 t
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 1 0 , 7 0 0 t メタル 1 , 7 9 0 t
粗大ごみから鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	1 , 0 7 0 t
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	3 0 0 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	2 4 0 t
事業活動に伴って排出される廃木材及び剪定枝をチップ化し、再資源化する。	1 3 , 7 0 0 t

事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	4, 800 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	100 t

注 ペットボトルについては、ペットボトルへ再資源化することを条件に再資源化業者に引き渡す。トレイ、プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

（２） ごみの収集運搬に係る計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ ごみの持ち出し及び収集運搬の方式

（ア） ステーション方式

所定のステーションから収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前８時３０分までに市長が指定する袋に入れて所定のステーションに持ち出す。

（イ） 拠点回収方式

所定の回収拠点から収集することをいう。

排出者は、回収拠点の回収ボックスに対象物を投入する。

（ウ） 戸別収集方式

a ふれあい収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯からごみを収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前８時３０分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。

b 粗大ごみの一般収集

粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、粗大ごみ処理手数料を収納事務受託者に納付する場合は一般収集の処理手数料に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を、指定納付受託者に納付を委託する場合は任意用紙等に受付番号、収集日及び金額を記入し、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出す。

c 粗大ごみの特別収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、特別収集に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、北九州市に引き渡す。ただし、次に掲げる物については対象とはならない。

(a) 人手(3人以上)により持ち出すことができない物

(b) 取り外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

ウ 市長が指定する袋

(ア) 共通事項

製造者	北九州市
材質	高密度ポリエチレン
袋の色	無色半透明

(イ) 個別事項

区分	容量	文字等
家庭ごみ用 (大袋)	4 5 L	北九州市家庭ごみ用指定袋(大) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (中袋)	3 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋(中) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (小袋)	2 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋(小) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (特小袋)	1 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋(特小) その他市長が指定する文字等
かん・びん用	2 5 L	北九州市かん・びん用指定袋 その他市長が指定する文字等
ペットボトル用(大袋)	4 5 L	北九州市ペットボトル用指定袋(大) その他市長が指定する文字等
ペットボトル用(小袋)	2 5 L	北九州市ペットボトル用指定袋(小) その他市長が指定する文字等
プラスチック	4 5 L	北九州市プラスチック用指定袋(大) 又は

ク用（大袋）		北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
プラスチック用（小袋）	25L	北九州市プラスチック用指定袋（小）又は北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（小）その他市長が指定する文字等

エ ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次のいずれかで構成される世帯

- （ア） 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者
- （イ） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者
- （ウ） その他環境局長が認める者

オ 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

カ 区分ごとの収集主体、方式、回数、方式及び量

区分	収集主体	方式	回数	計画収集量
	北九州市	ステーション方	週2回	156,000t

		式		
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週 1 回	
かん及びびん	北九州市	ステーション方式	週 1 回	6, 900 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週 1 回	
ペットボトル	北九州市	ステーション方式	週 1 回	2, 800 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週 1 回	
プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品	北九州市	ステーション方式	週 1 回	7, 900 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週 1 回	
紙パック及びトレイ	北九州市	拠点回収方式	随時	160 t
小物金属	北九州市	拠点回収方式	随時	140 t
蛍光管	北九州市	拠点回収方式	随時	50 t
水銀使用廃製品	北九州市	拠点回収方式	随時	上記 50 t に含む。
電池類	北九州市	拠点回収方式	随時	17 t
小型家電	北九州市	拠点回収方式	随時	2 t
粗大ごみ	北九州市	戸別収集方式（一般収集）	月 1 回 （ただし、引越ごみについては必要に応	4, 000 t

			じてその都度)	
		ステーション方式（馬島及び相島に限る。）	年6回	
動物の死体	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4, 700個
環境保全ごみ	北九州市	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4, 800 t
自己搬入ごみ	排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	131, 000 t
許可業者ごみ（廃木材及び剪定枝）	排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	13, 700 t
許可業者ごみ（紙）	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4, 800 t
許可業者ごみ（食品廃棄物）	収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	100 t
許可業者ごみ（小	小型家電リサイクル	戸別収集方式	随時	12 t

型家電)	ル法認定 事業者			
------	-------------	--	--	--

注 1 家庭ごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、12月29日から1月3日までの収集日については、排出者に別途周知する。

注 2 収集運搬業については、現状の体制で北九州市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りでない。

注 3 許可業者ごみ（紙）において、北九州市が収集する物は、次の各号に掲げる物とする。

- (1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック
 - (2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校から排出される機密古紙
 - (3) ごみの処分に係る計画
- ア ごみ処理施設の概要

(ア) 再資源化（破碎、選別等）

事業者名 (施設名)	対象物	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 (新門司工場)	紙パック トレイ	門司区新門司 三丁目79番地	ストックヤード	—
北九州市 (不燃粗大 仮置場)	粗大ごみ (鉄)	小倉北区西港 町96番地の 2	ストックヤード	—
北九州市 (日明かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボ トル	小倉北区西港 町97番3	アルミ缶の選 別 マグネット プーリー回転 式	32.5 9 t / 5 時間
			スチール缶の 選別 永磁吊下式	
			びん及びペッ	

			トボトルの手 選別 直線ベルト コンベア式	
	紙パック トレイ	小倉北区西港 町 9 7 番 3	ストックヤード	—
北九州市 (本城かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボ トル	八幡西区洞北 町 7 番 1 0 号	アルミ缶の選 別 永久磁石回 転プーリー式	6 3 t / 5 時間
			スチール缶の 選別 電磁永磁併 用吊り下げ方 式	
			びん及びペッ トボトルの手 選別 直線ベルト コンベア式	
	紙パック トレイ	八幡西区洞北 町 7 番 1 0 号	ストックヤード	—
株式会社ビー ートルエン 지니어リン グ	廃プラス チック類	若松区響町一 丁目 1 0 5 番 2 4	破砕機 揺動式選別機 手選別コンベ ア 圧縮梱包機	4 0 . 1 t / 8 時 間
日本資源流 通株式会社 (休止中)	プラスチ ック製容 器包装	小倉北区西港 町 8 6 番地の 1 3	揺動式ふるい 直線ベルトコ ンベア式	6 0 t / 1 2 時間
木材開発株 式会社	廃木材	若松区南二島 五丁目 3 番 2 号	ハンマー式	1 2 0 t
ホクザイ運	廃木材	小倉北区西港	ハンマー式	7 0 0 t

輸株式会社	剪定枝	町 7 2 番地の 3 2、3 3、 3 4、3 5 及 び 4 2		／ 8 時間
梅崎礦業株 式会社	廃木材	門司区新門司 三丁目 6 7 番 地 1 6	回転ナイフ式	1 8 t ／ 8 時間
株式会社金 田商店	廃木材	門司区新門司 三丁目 6 7 番 地 6 1	一軸破砕機（ 自走式） 二軸破砕機（ 自走式）	1 7 9 . 9 t ／ 8 時間
株式会社守 恒造園建設	廃木材 剪定枝	小倉南区大字 堀越 4 8 3 番 地の 1 及び 5 1 0 番地の 1	回転ナイフ式	4 t ／ 8 時間
株式会社野 原商会	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司 三丁目 2 5 番 地	二軸破砕機 一軸破砕機 圧縮梱包機	4 4 . 2 t ／ 5 時 間
		門司区新門司 三丁目 5 2 番 地	二軸式破砕機 圧縮梱包機	5 9 . 3 8 t ／ 5 時間
株式会社坪 井商店	紙くず	小倉北区高浜 二丁目 1 2 1 番 6	油圧プレス式	1 0 0 t ／ 8 時間
北九資源株 式会社	紙くず	小倉北区青葉 一丁目 2 番 7 号	油圧プレス式	6 0 t ／ 5 時間
株式会社ジ ェイ・リラ イツ	蛍光管 水銀体温 計 水銀血圧 計 水銀温度 計	若松区響町一 丁目 6 2 番地 の 1 7	湿式二軸せん 断破砕機 乾式スクリュ ー型破砕機 ハンマー式	2 3 . 9 t ／ 1 2 時間

	一次電池			
九州メタル産業株式会社	特定家庭用機器廃棄物（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） 使用済FRP船 使用済パーソナルコンピューター 使用済自動二輪車 小型家電 粗大ごみ（がれき類除く。）	小倉北区西港町62番地4	破砕機選別機 磁選機 ふるい機	296. 1 t / 5 時間
西日本家電リサイクル株式会社	特定家庭用機器廃棄物	若松区響町一丁目62番地	破砕機 選別機 磁選機 減容機	292. 8 t / 2 4 時間
株式会社リサイクルテック	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。） 廃太陽電池パネル	若松区響町一丁目62番地の13及び14	縦型一軸せん断式 油圧プレス式	38.4 1 t / 2 4 時間

九州製紙株式会社	紙	八幡東区大字 前田 2 1 4 2 番地の 1	パルパー	1 3 5 t ／ 2 4 時間
株式会社西 日本ペーパー リサイクル	紙	若松区響町一 丁目 6 2 番地	横型ハンマー 式 縦型せん断式 油圧プレス式	9 0 . 1 t ／ 5 時間
株式会社丸 清	紙	若松区南二島 四丁目 2 番 1 8 号	油圧プレス式	1 0 2 t ／ 5 時間
有限会社 K A R S	かん びん ペットボ トル 紙コップ	若松区響町一 丁目 6 2 番地 の 1 9	アルミ缶の選 別 高磁力回転 ドラム方式	9 6 t ／ 2 4 時間
			スチール缶の 選別 吊り下げ磁 石方式	
			びん、ペット ボトル及び紙 コップの手選 別 直線ベルト コンベア式	
西日本ペッ トボトルリ サイクル株 式会社	ペットボ トル	若松区響町一 丁目 6 2 番地	フレーク処理 ペレット処理	1 1 8 . 8 t ／ 2 4 時間
日鉄リサイ クル株式会 社	廃プラス チック	八幡東区大字 前田 2 1 4 5 番地の 2	破碎機 選別機 減容成形機	2 1 6 t ／ 2 4 時 間
U B E 三菱 セメント株 式会社	焼却灰	八幡西区洞南 町 1 番 1 号	水洗設備 ロータリーキ ルン式焼成炉	1 2 0 t ／ 2 4 時 間

日本磁力選 鉱株式会社	小型家電 二次電池	若松区響町一 丁目 7 9 番地 の 3、4、5 、6、7、8 及び 9	小型家電 回転式破碎 磁力選別 ふるい選別	4 7 . 5 t / 5 時 間
			二次電池 蒸気加熱式 熱分解炉	4 . 5 t / 2 4 時 間
山光金属株 式会社	小型家電 古紙 繊維くず 金属くず ガラスく ず	若松区響町一 丁目 1 3 番地 4	二軸破碎機 シュレッダー 分級選別	6 9 . 9 t / 5 時 間
株式会社ウ エルクリエ イト	食品廃棄 物	若松区向洋町 1 0 番地 1	粉碎機 脱水機	4 . 5 t / 2 4 時 間
福岡金属興 業株式会社	廃プラス チック類	若松区向洋町 5 2 番 1	破碎機 磁選機 非鉄選別機	6 0 . 8 t / 8 時 間
株式会社折 園	木くず	八幡西区大字 浅川 9 4 2 番 2 0 8	移動式兼用破 碎機	4 . 5 t / 8 時間
光和精鉱株 式会社	汚泥（塩 ）	戸畑区大字中 原 4 6 番地の 9 3	抽出機 脱水機	2 5 t / 2 4 時間

(イ) 中間処理（焼却等）

事業者名 （施設名）	処理 区分	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 （新門司工 場）	焼却	門司区新門司三 丁目 7 9 番地	シャフト炉 式ガス化溶	7 2 0 t / 2 4 時間
北九州市 （日明工場 ）	焼却	小倉北区西港町 9 6 番地の 2	連続燃焼式	5 0 8 t / 2 4 時間

北九州市 (皇后崎工場)	焼却	八幡西区夕原町 2番1号	連続燃焼式	810 t / 24 時間
光和精鉱株 式会社 ※休止中	焼却	戸畑区大字中原 46番地93	ロータリー キルン方式	廃プラスチック類 64.4 t / 24 時間 紙くず 112 t / 24 時間 木くず 128 t / 24 時間 繊維くず 112 t / 24 時間
ジャパンウ ェイスト株 式会社	焼却	若松区響町一丁 目111番2	ストーカ方 式	45 t / 24時 間

(ウ) 最終処分

事業者(施設名)	北九州市(響灘西地区廃棄物処分場)
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	371, 150 m ²
全体容量	4, 571, 000 m ³
埋立区域	2区画
埋立方法	片押し工法による埋立て整地

イ 部門ごとの処理量

部門	区分	計画処理量	
選別	市収集ごみ	17, 800 t	
破碎	市収集ごみ	2, 000 t	4, 020 t
	環境保全ごみ	20 t	
	自己搬入ごみ	2, 000 t	
焼却	市収集ごみ	161, 000 t	292, 800 t
	環境保全ごみ	4, 800 t	

	自己搬入ごみ	1 2 7 , 0 0 0 t	
	動物の死体		4 , 7 0 0 個
埋立	市収集ごみ	2 , 1 0 0 t	3 8 , 8 0 0 t
	環境保全ごみ	0 t	
	自己搬入ごみ	1 , 7 0 0 t	
	焼却灰	3 5 , 0 0 0 t	

備考 上記以外に直方市、行橋市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町及びみやこ町のごみについて、各自治体との協定に基づく品目を処理する。また、災害廃棄物について、国及び被災自治体等から北九州市に処理の要請があり、北九州市が処理可能であると判断することができる場合は、当該廃棄物を処理する。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ 収集運搬の方式

バキューム車による。

ウ 区分ごとの収集回数及び量

区分	収集主体	回数	計画収集量
市収集し尿	北九州市	概ね20日に1回	6 , 0 0 0 k l
自己搬入し尿	排出者	必要に応じてその都度	4 , 0 0 0 k l
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者等	必要に応じてその都度	2 3 , 0 0 0 k l

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、北九州市及び収集運搬許可業者等が収集する。

エ 中継施設

事業者 (施設名)	所在地	浄化センターへの 圧送能力
北九州市 (西港し尿圧送所)	小倉北区西港町24番地	2 5 0 k l / 日
北九州市 (皇后崎し尿投入所)	八幡西区夕原町2番4号	5 0 0 k l / 日

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処分に係る計画

ア 処分の方法

中継施設へ投入し、し尿以外のごみを取り除いた後、浄化センターに
圧送し、処理する。

イ 区分ごとの量

区分	計画処理量
市収集し尿	6, 0 0 0 k l
自己搬入し尿	4, 0 0 0 k l
浄化槽汚泥	2 3, 0 0 0 k l

別表 町名ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁		木曜日

	目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町		
小倉北区	青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目（一部）、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、堅林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目及び緑ヶ丘三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、堅町一丁目、堅町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町		金曜日

	浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及びび明和町	火曜日及び金曜日	月曜日
	今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、黒原三丁目（一部）、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及びび若富士町		木曜日
小倉南区	安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二	月曜日及び木曜日	火曜日

	丁目、若園三丁目、若園四丁目及び若園五丁目		
	石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、大字頂吉、隠蓑、大字隠蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八	金曜日	

	重洲町、山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一番）、波打町、西小石町、原町、東小石町、ひびきの南一丁目（一部）、深町一丁目（一部）及び深町二丁目（一部）		金曜日

	青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの一丁目、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひびきの、ひびきの北、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町	火曜日及び金曜日	月曜日
	赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、大字藤木、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町		木曜日
八幡東区	河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町	月曜日及び木曜日	金曜日
	大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目	火曜日及び金曜日	月曜日

	及び桃園四丁目		
	荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町		木曜日
八幡西区	相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東	月曜日及び木曜日	火曜日

	一丁目、町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目		
	大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三	金曜日	

	丁目		
	池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、木屋瀬東一丁目（一部）、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町	火曜日及び金曜日	月曜日
	楠橋南三丁目、木屋瀬東一丁目、木屋瀬東二丁目、木屋瀬東三丁目、木屋瀬東四丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目		木曜日
戸畑区	牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	浅生一丁目、浅生二丁目（一番）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰		金曜日

二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞆ヶ谷町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目		
旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞆ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目	火曜日及び金曜日	木曜日

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第 9 2 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場におけるごみ処理手数料の徴収に関する事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区久岐の浜 1 番 9 号	

北九州市告示第 9 3 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	北九州市小倉北区親和 町 6 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第 9 4 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、帆柱公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 2 2 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 1 9 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
クラウド共通基盤環境提供サービス業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市デジタル市役所推進室 D X 推進課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 6 年 1 2 月 2 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町 1 丁目 2 番 1 6 号
- 5 契約金額
4 億 4 , 4 4 1 万 5 , 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 198 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 3 月 28 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区向洋町 10 番 132 のうち、10 番 133、10 番 137、10 番 139 及び 10 番 141 から 10 番 144 まで（第 3 工区）	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 日本製鉄株式会社 代表取締役 今井 正

北九州市消防局訓令第 1 号

序中一般

北九州市消防吏員服装規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市消防長 岸 本 孝 司

北九州市消防吏員服装規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員
服制規程の一部を改正する訓令

(北九州市消防吏員服装規程の一部改正)

第 1 条 北九州市消防吏員服装規程 (昭和 4 5 年北九州市消防局訓令第 3 号)
の一部を次のように改正する。

別表中

「

業務服 (厚手)			○	○	○
業務服 (薄手)			○	○	○

」を

「

業務服			○	○	○
-----	--	--	---	---	---

」に

改める。

(北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部改正)

第 2 条 北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程 (昭和 4 5 年北九州市消防局訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

業務服 (厚手)	1 着	在任期間
業務服 (薄手)	1 着	在任期間

」を

「

業務服	2 着	在任期間
-----	-----	------

」に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に使用中の第 2 条の規定による改正前の北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の規定に基づき給与されている業務服 (厚手) 及び業務服 (薄手) は、第 2 条の規定による改正後の北九州市消防吏員以

外の消防職員服制規程の規定に基づき給与された業務服とみなす。

北九州市上下水道局告示第 9 号

北九州市下水道条例施行規程（平成 24 年北九州市水道局管理規程第 37 号）第 10 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 7 年 3 月 28 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
3 1 4 7	有限会社中澄 建設 中澄博是	小倉南区沼南町三丁 目 1 3 番 1 2 号	令和 7 年 3 月 1 4 日
8 0 8 3	株式会社南日 本電設工業 埴 行徳	福岡市南区清水二丁 目 1 3 番 1 8 号	令和 7 年 3 月 1 4 日

北九州市上下水道局告示第 10 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 3 月 28 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市門司区白野江四丁目の一部	
〃	〃 大字白野江の一部
〃	〃 元清滝の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区白野江四丁目地内、大字白野江地内及び元清滝地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目 6 番 1 号

北九州市新町浄化センター

北九州市上下水道局告示第 1 1 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 3 月 2 8 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市小倉南区中曽根四丁目の一部	
〃	湯川新町一丁目の一部
〃	湯川新町三丁目の一部
〃	下貫二丁目の一部
〃	徳力一丁目の一部
〃	大字朽網の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区中曽根四丁目地内、湯川新町一丁目地内、湯川新町三丁目地内、下貫二丁目地内、徳力一丁目地内及び大字朽網地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町 9 6 番 3 号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目 1 0 番 1 号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第 1 2 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 3 月 2 8 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市若松区青葉台西六丁目の一部	
〃	〃 響町二丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市若松区青葉台西六丁目地内及び響町二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区安瀬 6 4 番 1 5 号

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第 13 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 3 月 28 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市八幡西区茶屋の原二丁目の一部	
〃	野面一丁目の一部
〃	金剛四丁目の一部
〃	馬場山緑の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市八幡西区茶屋の原二丁目地内、野面一丁目地内、 金剛四丁目地内及び馬場山緑地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町 1 - 1

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市上下水道局告示第14号

次のとおり公共下水道の供用区域を一部変更する。

その関係図面は、この告示の日から供用区域を一部変更すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

1 供用区域を一部変更すべき年月日

令和7年3月28日

2 供用区域を一部変更する区域

供用区域を一部変更する区域
北九州市門司区新門司三丁目の一部

3 一部を変更する排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区新門司三丁目地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目5

北九州市新町浄化センター

北九州市住宅供給公社公告第1号

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条及び北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第68条の規定により、北九州市営住宅の一部を北九州市に代わって管理することとなったので公告します。

令和7年3月28日

北九州市住宅供給公社
理事長 村上純一

管理を代行する施設	管理を代行する期間
北九州市営住宅条例第2条第1号に規定する公営住宅及び同条第4号に規定する共同施設のうち、公営住宅に係るもの（八幡東区及び戸畑区の一部業務を除く。）	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで